

No. 178 (2024/7)

## スマホソフトウェア競争促進法の制定

弁護士 佐藤郁美

### 目次

第1	スマホソフトウェア競争促進法の制定に至る経緯	1
1	制定の背景、趣旨	1
2	事後法としての独占禁止法	1
3	独占禁止法上の懸念	1
第2	海外での状況	3
第3	スマホソフトウェア競争促進法の概要	4
1	概説	4
2	指定事業者の禁止事項	5
3	指定事業者の義務	5
4	違反に対する措置等（指定事業者を含むステークホルダーとの継続的なコミュニケーションを通じた競争環境の整備）	6
第4	最後に	6

## 第1 スマホソフトウェア競争促進法の制定に至る経緯

### 1 制定の背景、趣旨

(1) 令和6年(2024年)6月12日、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(以下「スマホソフトウェア競争促進法」又は「本法律」という。)が成立した<sup>1</sup>。本法律において「特定ソフトウェア」とは、モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン」と特定されていることから、スマホソフトウェア競争促進法が適用される範囲は、①モバイルOS、②アプリストア、③ブラウザ及び④検索エンジンの4つのソフトウェアに限定されることとなる。

(2) 本法律で注目すべき点は、・・・

全8ページ。サンプルにつき、以下省略

---

<sup>1</sup> <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/meisai/m213080213062.htm>